

## 被爆者援護法・都被爆者援護条例

# 2011年 25のポイント

2011年 5月 社団法人 東友会

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法＝1995年7月1日施行）」と「東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例（都被爆者援護条例＝1976年10月1日施行）」は、被爆者の運動とこれを支援する大きな世論を反映して制定されました。私たちの運動でつくった法律と条例を、一人でも多くの被爆者やその家族が知って、活用してほしいと願って25のポイントに整理しました。

### 社団法人 東友会 原爆被爆者相談所

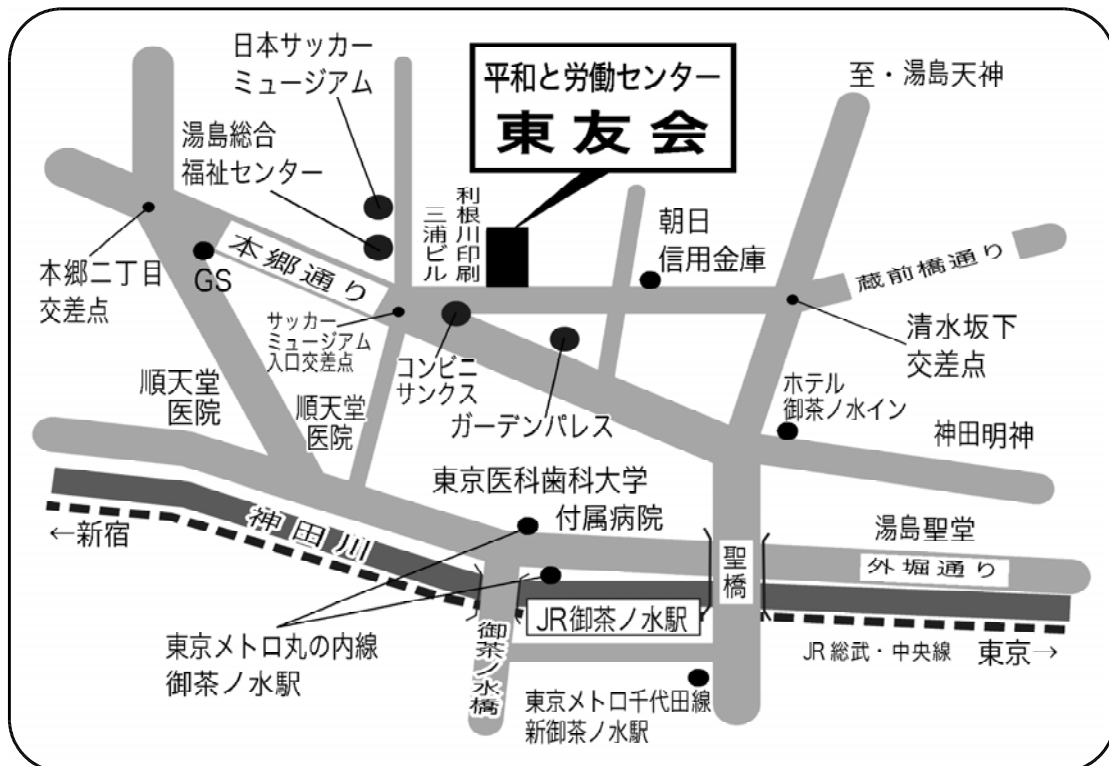
TEL03-5842-5655 FAX03-5842-5653

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6階

■相談時間■ 平日10:00～17:00 土曜日10:00～15:00

☆東友会にお出かけのときは、事前に電話でお問い合わせください。

☆東友会の相談は無料です。謝礼の金品もいっさいお断りしています。



## ■1 被爆者健康手帳は、直接に被爆した人だけでなく、 後から中心地に入った人や市外で救援をした人も

被爆者健康手帳は現在も申請できます。手帳が受けられる条件は、次の4つのどれかです。被爆者健康手帳を申請するには、必ず2人以上の「証人」が必要だと思っている人がいますが、本人が詳しく当時の状況を書いたり、在学証明や軍歴、在職などの証明をつけることなどで手帳が交付される場合もあります。

### 被爆者健康手帳が受けられる条件

#### ●1号…直接被爆

原爆投下のとき広島・長崎の下記の地域にいた人

広島 当時の広島市内全域 安佐郡祇園町

安芸郡戸坂村のうち狐爪木

安芸郡中山村のうち中、落久保、北平原、西平原、寄田

安芸郡府中町のうち茂陰北

長崎 当時の長崎市内全域

西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷

西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷

#### ●2号…入市被爆

原爆投下から2週間以内に爆心地から2km以内に入った人

広島 投下後～1945（昭和20）年8月20日まで

広島の爆心地から2kmのめやすは

広島駅、神田橋、県立工業、市立商業などです

長崎 投下後～1945（昭和20）年8月23日まで

長崎の爆心地から2kmのめやすは

金比羅山、西坂国民学校、稲佐国民学校などです

#### ●3号…1号、2号以外に原爆放射能を身体に受ける状況にあった人

①近隣の地域で救援や治療・看護にあたった人

②黒い雨地域で被爆した人（第1種特例受診者■21で説明）のうち、健康管理手当（■10で説明）が受けられる病気にかかった人

#### ●4号…胎内被爆

1号～3号被爆の人（母親）の胎内にいた人

広島 原爆投下後～1946（昭和21）年5月31日まで

長崎 原爆投下後～1946（昭和21）年6月3日までに

生まれた人で、実母が上記の1～3号に該当する人

## ■2 定期健診 年2回 希望健診 年2回 計 年4回が無料 東京都は胸部レントゲン、心電図などを追加

### 被爆者の定期健康診断の時期

毎年／第1期 5月～6月 第2期 11月～12月

被爆者は、指定の病院で定期健康診断を年2回、随時受けられる希望健康診断を年2回、計4回受けられます。健康診断の指定を受けている病院のなかには、定期健康診断しか受けられない病院があります。注意してください。

東京都は、被爆者援護条例の独自施策として、健康診断一般健診に、成人病に関する検査を追加しています。追加しているのは、胸部X線・心電図・血清コレステロール検査です。健康診断で異常があった場合、精密検査が受けられます。

また東京都は独自施策として、定期健診と希望健診、ガン検診を受けた被爆者に、1回ごとに1,000円の奨励金を年2回分まで出しています。奨励金の申請は、健診を受けた日から1カ月以内が締め切りとされています。ご注意ください。

精密検査が必要になった人には、精密検査に必要な交通費の実費が、精密検査を受けた回数まで支給されます。

精密検査を健康診断と同じ日に一緒に受けても、奨励金と交通費の両方を申請できませんが、自宅から一番近い健康診断指定の病院までの交通費になります。

## ■3 被爆者のガン検診 男性＝4種類、女性＝6種類 全部のガン検診が、それぞれ年1回まで無料

### 被爆者が無料で受けられるガン検診の種類

男性4種 胃ガン、肺ガン、大腸ガン、多発性骨髄腫

女性6種 男性の4種と乳ガン、子宮ガン

原爆放射線を受けたことで、ガンへの不安を持っている被爆者が多く見られますが、自覚症状のない検診の段階で発見されたガンは、大半が治っています。

被爆者のガン検診を積極的に受けましょう。

胃ガンはバリウムを飲んでおこなう胃レントゲン検査、肺ガンと乳ガンはレントゲンの検査です。大腸ガンは便の潜血を調べます。子宮ガンはコルポスコープ検査、多発性骨髄腫は、血液をとって調べます。

被爆者は、年2回受けられる希望健康診断のうちの1回分として、男性は4種、女性は6種全部のガン検診を無料で受けられます。

## ■4 健康診断・ガン検診の精密検査は、制限額以上は自己負担 被爆者健康手帳と健康保険を使って、医師の診察で

被爆者健康診断と被爆二世（■24で説明）の健康診断やガン検診を受けた後、精密検査を受けた場合は、制限額（6,518円）を超えた額が自己負担になります。この制限額は、検査費用の全額です。健康保険を使った限度額ではありませんので、胃カメラの検査を受けただけでも制限額の倍以上になります。注意してください。

精密検査が必要だと連絡がきたときは、精密検査の制度を使わず、かかりつけの医師の通常の診察を受けて、「健康診断を受けたら精密検査が必要と言われた」と、健康診断の結果を持参して、相談してください。

病院などで医師診察を受けて胃カメラなどを受けると、被爆者の場合は、健康保険と被爆者健康手帳を使って無料で検査が受けられます。被爆二世の場合も、健康保険を使えば3割の負担額ですみます。

## ■5 健康保険が使える範囲の医療費の自己負担分は、 カゼ引きから成人病の治療など、ほとんどが無料

健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料には、被爆者としての減免制度はありません。

被爆者健康手帳は、これらの保険を使った医療費の自己負担分（健康保険が使える範囲）を負担します。健康保険が使える範囲でも、遺伝性の病気と被爆前からの精神病、生まれつきの病気や、軽いムシ歯（C1、C2）の医療費は対象にされていません。

病院や診療所、歯科医院、調剤薬局などが被爆者医療の契約をしている（被爆者一般疾病医療機関）場合は、対象になる健康保険の範囲の医療費の自己負担はその場で無料となります。病院に入院したときの食事代も被爆者は無料です。

健康保険の範囲でない室料差額（差額ベッド）、文書料（診断書など書類の代金）やインフルエンザなどの予防注射は、被爆者も負担します。

## ■6 医療費の自己負担分を払ったときは、 健康保険が使える範囲は、払い戻し請求ができます

被爆者一般疾病医療機関の契約をしていない病院や診療所、歯科医院、調剤薬局などで治療を受けるなど、健康保険証を使って医療を受け、健康保険の範囲の自己負担金を支払った被爆者は、払い戻しが受けられます。

「一般疾病医療費」か「一部負担金」として5年分（被爆者健康手帳の交付を受けた時期がそれ以内の人はその交付の月）までさかのぼって、請求できます。

## ■7 原爆症認定申請＝認定被爆者

### ガンや心筋梗塞、甲状腺機能低下、肝機能障害などの治療中やケロイドや爆風で身体に入った異物が体内に入っている人

「原爆症認定」制度は、国＝厚生労働省が被爆者施策の根幹にしている制度です。このため、「原爆症認定」だけは、厚生労働大臣が「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」の意見を聞いて審査します（他の手当の審査は都道府県が担当しています）。現在使用されている審査の基準は、「新しい審査の方針」という基準です。

#### 「起因性」の判断とされる「新しい審査の方針」の「積極認定」基準

##### ●「積極的認定」＝被爆状況と申請疾病の2つの条件がそろった場合

###### \*対象になる被爆状況

- ①被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ②原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km内に入市した者
- ③原爆投下より約100時間が過ぎた後から、原爆投下より約2週間以内に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

【注】③とは：広島の場合＝昭和20年8月13日より前から、  
長崎の場合＝昭和20年8月16日より前から  
1週間以上つづけて爆心地から2km以内で寝泊まりしていた場合。

###### \*対象になる病名

- ①悪性腫瘍（固形ガンなど）
- ②白血病（悪性リンパ腫、骨髄異形性症候群、骨髄腫なども含む）
- ③副甲状腺機能亢進症（高カルシウム血症）
- ④放射線白内障（加齢性白内障を除く）＝直爆1.2km以内程度
- ⑤放射線起因性が認められる心筋梗塞＝直爆1.5km直爆以内程度
- ⑥放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症＝直爆2.0km以内程度
- ⑦放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変＝直爆1.0km以内程度

【注】2008年度から2010年度の審査結果を見ると、④～⑦の病名で認定されているのは＝以降の距離以内の被爆状況までとされています。

一方、集団訴訟で示された裁判所の判断は、「積極認定」の範囲を、大きく超えています。

原爆症と認定されるためには、この「起因性」とともに、申請する病気やケガなどの「要医療性」が求められます。

## 原爆症認定で求められる「起因性」と「要医療性」

### ●起因性

- ①原爆放射線が原因になった病気にかかっている人
- ②被爆のケロイドや体内に残っているガラス片などのため動作に障害がある人
- ③原爆白内障と診断され手術を予定している人

### ●要医療性

- ①→その病気の治療や経過観察が申請時に続いている人

【注】ガンの場合は、治療がおわって5年以上過ぎていて、経過観察を受けているだけの場合は「要医療性」がないとして認定されていません。

- ②③→手術を予定していて、申請時に手術をしていない人

原爆症と認定された疾病の治療中である被爆者は、「認定被爆者」とよばれます。「認定被爆者」の認定された障害の治療は、全額国が負担します。つまり、健康保険証を使わなくても「認定指定医療機関」にかかると医療費が無料になります。

しかし、「認定被爆者」として無料になる医療費は、認定された病気の治療費だけです。認定された病気の費用でも、健康保険の使えない差額ベッド代などは自己負担になります。「認定被爆者」か「認定被爆者」を扶養する人は、所得税・住民税の特別障害者控除がうけられます。

## ■8 医療特別手当／毎月136,890円

### 原爆症の治療や経過観察を受けている認定被爆者だけ

医療特別手当は、厚生労働大臣が原爆症と認定した「認定被爆者」だけが受けられます。

認定申請の審査には、1年程度の期間がかかっていますが、認定申請のときに医療特別手当の申請書を同時に出せば、認定された場合、原爆症の認定申請した月の翌月にさかのぼって支給されます。

特別手当、健康管理手当、保健手当と一緒に受給できません。

## ■9 特別手当／毎月50,550円

### 原爆症と認定された病気などの治療や経過観察が終わった人

特別手当は、原爆症と認定された「認定被爆者」が、認定された病気の治療や経過観察が必要なくなったときに、医療特別手当から切り替えになる手当です。

医療特別手当の条件のひとつに「要医療性」が求められます（■7で説明）。このため、医療特別手当を受けている人は、最初に申請した年から3年ごとに、「医療特別手当健康状況届」が3月末に、東京都か送られてきます。

「健康状況届」と同時に提出する専用の診断書に、主治医が「負傷または疾病の状態にない」と記入した場合に、特別手当に切り替えになります。

「疾病の状態にある」という状態は、治療中や経過観察中だけでなく、「医学的管理」が必要な場合もふくまれます。「医学的管理」には、食事、運動などの生活指導も含まれていますので主治医に知らせましょう。

医療特別手当、健康管理手当、保健手当と一緒に受給できません。

## ■10 健康管理手当／毎月33,670円

指定された病気にかかって医師の管理下にある人

### 健康管理手当の対象になる11種類の障害と支給期限

#### ①造血機能障害

再生不良性貧血、血小板減少症、白血球減少症など＝終身支給

**鉄欠乏性貧血＝最高3年で更新　その他の貧血症＝最高5年で更新**

#### ②肝臓機能障害

アルコール性、ウイルス性を除く慢性肝炎・肝硬変など＝終身支給

#### ③細胞増殖機能障害（脳腫瘍だけは良性腫瘍でも可）

すべての部位の悪性新生物(ガン・白血病など)＝終身支給

#### ④内分泌腺機能障害

糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺腫など＝終身支給

**甲状腺機能亢進症＝最高5年で更新**

#### ⑤脳血管障害

脳出血・くも膜下出血・脳硬塞など＝終身支給

#### ⑥循環器機能障害

高血圧性心疾患・狭心症・心筋硬塞など＝終身支給

#### ⑦腎臓機能障害

慢性腎炎・ネフローゼなど＝終身支給

#### ⑧水晶体混濁による視機能障害

**先天性・糖尿病性を除く白内障のみ＝最高5年で更新**

#### ⑨呼吸器機能障害

肺気腫・肺線維症など＝終身支給

#### ⑩運動器機能障害

変形性脊椎症・変形性関節症など＝終身支給

#### ⑪潰瘍による消化器機能障害

**胃潰瘍・十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎＝最高3年で更新**

健康管理手当は、被爆者の9割が受けている手当です。この手当の条件は、被爆者健康手帳を受けている人が、指定された11の障害をともなう病気にかかっている、治療や経過観察を受けていることだけです。被爆の状況や、被爆した距離は、この手当の条件ではありません。

病気の原因が明らかに原爆以外にある場合（遺伝・生まれつき・伝染病・中毒・事故・天災など）は、受給できません。医療特別手当、原爆小頭症手当、特別手当、保健手当と一緒に受給できません。

健康管理手当を受けている人のほとんどの更新手続きが撤廃され、終身支給になりました。しかし、申請病名や診断書の書き方によっては、更新が必要になります。健康管理手当をいつまで受けられるかは、「健康管理手当証書」に記入されていますので、確認してみましょう。

終身支給になっている病名で治療を受けている場合は、終身支給に変更できます。変更の申請は、その人の健康管理手当の更新申請のときでできます。

健康管理手当の更新手続きが必要な人には、期限の2カ月くらい前に、東京都から本人に通知書と更新用の申請用紙が郵送されます。このとき、指定された病気が治っている人、指定された病気にかかっているにもかかわらず治療を続けていない人は、手当を継続できない場合があります。

## ■11 原子爆弾小頭症手当／毎月47,110円

### 4号被爆者(胎内被爆者)で、小頭症による障害がある人

原子爆弾小頭症手当は、母親の胎内で被爆した人＝被爆者健康手帳の法1条による区分が「4号」(■1で説明)のなかで、知的障害、精神発達遅滞などの障害がある人が、「近距離早期胎内被爆症候群」といわれる「小頭症」に認定されると受けられます。

このような障害は、妊娠3カ月から4カ月より前に1.5km以内で直接被爆した母親の胎児に現れることがあるといわれています。医療特別手当、特別手当のどちらかと一緒に受給できますが、健康管理手当、保健手当とは一緒に受給できません。

## ■12 保健手当／毎月16,880円

### 原爆投下のとき爆心地から半径2km以内の場所にいた人 保健手当・増額／毎月33,670円

#### 保健手当の条件にあって、ヤケドの跡がある人など

原爆投下のとき爆心地から2km以内にいた人と＝直接被爆者、その人の胎児だった人＝母親が爆心地から2km以内で直接被爆した人・胎内被爆者(■1で説明)が申請できます。この手当は、被爆状況と距離だけが条件にされていて、病気とは関係ありません。医療特

別手当、特別手当、原爆小頭症手当、健康管理手当と一緒に受給できません。

保健手当の条件にある人が、指定された3つ条件のどれかにあてはまる場合は、手当額を健康管理手当と同じ額に増額できます。

### 保健手当を増額できる3つの条件

- ①被爆当時の火傷やケガの跡が、頭・顔・手などに、一定の大きさ以上に残っている人
- ②身体障害者手帳3級程度以上の障害のある人
- ③配偶者・子ども・孫のいない70歳以上の独り暮らしの人

ヤケドやケガの跡や身体の障害で申請する場合、障害の原因が明らかに原爆以外にある場合は受給できません。

医療特別手当、特別手当、原爆小頭症手当、健康管理手当と一緒に受給できません。

## ■13 在宅被爆者の制度＝他人介護手当

重度＝毎月124,530円限度 中度＝毎月89,680円限度

介護人を雇って自宅で身の回りの世話を受けている人

介護保険のヘルパーや別居の親族の介護を受けている人も対象

＝手当額に東京都被爆者援護条例による施策をふくむ

### 他人介護手当・家族介護手当を受けられる障害のめやす

#### ●被爆者の介護手当の「重度」のめやす

＝身体障害者手帳1、2級程度（介護保険・要介護度4、5程度）

#### ●被爆者の介護手当の「中度」のめやす

＝身体障害者手帳3級程度（介護保険・要介護度2、3程度）

【注】最近の審査では、介護保険の要介護1、要支援1.2の人は、ほとんど認定されていません。

介護が必要になった被爆者が、介護保険のヘルパーの介護や生活の援助を受けていたり、介護人を雇っている、知人や別居の親族に介護料を払って介護を受けている場合に受給できます。病院や施設に入所している場合は、対象になりません。

被爆者の介護手当と介護保険の認定基準、身体障害者や介護保険の等級の基準は違いますが、東京都が認定している例からは、囲みのなかの程度になっています。

身体障害者3級程度の障害とは「立てるが歩行できない」、「片足がまったく使えない」、

「片手の指を全部失ったか、全部の指がまったく使えない」という状態です。

心臓ペースメーカーを入れた人、人工透析を受けている人などは、身体障害者の等級が3級以上になりますが、身の回りのことが自分でできる場合は対象外です。被爆者の介護手当は、障害の原因が、事故や中毒など明らかに原爆以外にある場合は、受給できません。リウマチやパーキンソン病が原因で介護が必要な人も対象外です。

被爆者の介護手当を受けるための介護人に、資格は必要ありません。親族が介護をしている場合は、扶養関係がなく別居していて、介護料が支払われていれば、対象になります。

介護保険のホームヘルプ（訪問介護）を受けている人で所得税が課税されている世帯の人は、介護手当が認定されれば、ホームヘルプの自己負担を他人介護手当の一部に請求できます（■15で説明）。

家族介護手当と一緒に受給できません。入院中の人、介護老人保健施設や老人ホームなどの施設に入所している人も対象外です。ショートステイをした人も、その期間（入所日と退所日はのぞく）の介護料は請求できません。

手当額には、東京都が独自に他人介護手当に加算しています。付加金は1日につき1,000円、月20日分が限度で、総額20,000円までです。

2008年度から他人介護手当は毎年、更新手続きが必要になりました。

## ■14 在宅被爆者の制度＝家族介護手当／毎月39,000円

### 自宅で、同居の家族から身の回りの世話を受けている人

**介護保険ホームヘルプの介護サービス費を負担していない人も対象  
＝手当額と障害の程度に東京都被爆者援護条例による施策をふくむ**

他人介護手当が受けられる条件にある被爆者が、費用を支出しないで介護を受けている場合に、家族介護手当を受給できます。

同居の家族などに謝礼を払わずに身の回り世話をを受けている被爆者は対象になります。所得税非課税世帯であれば、介護保険のホームヘルプを受けていても、被爆者は申請すれば介護サービス費の自己負担が免除されます（■16で説明）。この場合は、同居の家族などから介護を受けていれば、家族介護手当の対象になります。

介護保険のホームヘルプを受けて自己負担をしている人、知人や別居の親族から介護を受けている人は、他人介護手当を申請してください。

家族介護手当と他人介護手当と一緒に受給できません。

手当額は、東京都独自の付加金をふくんでいます。付加金は、月17,500円です。国の基準では、他人介護手当の「中度」の障害の人は家族介護手当を受けられませんが、東京都は独自に「中度」の障害の人まで範囲を広げています。

2008年度から家族介護手当も毎年、更新手続きが必要になりました。

## ■15 介護保険が使える範囲のサービス費の自己負担は、 ほとんどが被爆者健康手帳で無料

介護保険料の保険料そのものは被爆者の減免制度はありません。

しかし、介護保険のサービスをうけて負担する介護保険の自己負担のほとんどが、被爆者は無料になります。介護予防のサービスを受けた場合の介護予防の自己負担も同じように被爆者は無料になるものがほとんどです。

### 介護保険の自己負担が無料になるサービス

#### ■7つの医療系サービス

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③通所リハビリテーション（デイケア）＝食費は保険外のため負担
- ④居宅療養管理指導
- ⑤短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護療養型医療施設でのショートステイ）＝滞在費と食費は保険外のため負担
- ⑥介護老人保健施設：老健（入所）＝滞在費と食費などは保険外のため負担
- ⑦介護療養型医療施設（入所）＝滞在費と食費などは保険外のため負担

#### ■3つの福祉系サービス

- ①通所介護（デイサービス）＝食費は保険外のため負担
- ②短期入所生活介護（介護老人福祉施設＝特別養護老人ホームでのショートステイ）＝滞在費と食費は保険外のため負担
- ③介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム＝特養への入所）  
＝滞在費と食費などは保険外のため負担

#### ■3つの地域密着型サービス

- ①認知症対応型通所介護（デイサービス）＝食費は保険外のため負担
- ②小規模対応型居宅介護（指定された事業所からホームヘルプ、デイケア、デイサービス、ショートステイなどを組み合わせて受ける）  
＝食費は保険外のため負担
- ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員が29人以内の小規模の特別養護老人ホーム）＝食費は保険外のため負担

医療系の介護保険のサービスを受けた場合、被爆者医療の契約をしている施設では、介護保険の範囲内の自己負担は請求されません。手帳が使えない施設で介護保険のサービス

を受けた場合の自己負担は、一般疾病医療費と同じに、払い戻しが受けられます。払い戻しの方法については、東友会にお問い合わせください。

介護保険の施設を利用した場合の滞在費や食費、日用品費は、介護保険の範囲からはずされていますので、被爆者も自己負担になっています。

介護保険の福祉系の施設になる特別養護老人ホームや居宅サービス事業者は、すべて「みなし一般疾病医療機関」とされています。このため、施設側が申し込まなくても、すべてで被爆者健康手帳が使える、自己負担分を立て替えないで、サービスが受けられます。東京都の被爆者健康手帳を持つ被爆者が、福祉系サービスの介護保険の自己負担が無料になるのは、都内の施設を利用する場合に限られています。

## ■16 介護保険が使える範囲のサービス費のうち

### 被爆者も自己負担が必要なサービス

福祉系サービスの一つホームヘルプの介護保険の自己負担は、所得税非課税世帯の被爆者だけが無料になります。

#### 訪問介護（ホームヘルプ）＝所得税非課税世帯は無料（都の制度）

東京都の独自制度です。別に手続きが必要です。

【注】この制度は、さかのぼって支給されません。申請した月の分からのみ無料になるのでご注意を。

介護保険制度の福祉系サービスのうち5種類は、被爆者も一般の高齢者と同様に介護保険の介護サービス費は自己負担することにされています。

#### 被爆者の助成制度がない介護保険のサービス

##### ■5つの福祉系サービス

- ①訪問入浴介護
- ②居宅福祉用具貸与・購入
- ③居宅住宅改修費
- ④痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤特定施設入所者生活介護

##### ■3つの地域密着型サービスの種類

- ①夜間対応型訪問介護（ホームヘルプ）
- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ③地域密着型介護特定施設入所者生活介護（小規模の有料老人ホームなど）

## ■17 養護老人ホーム(老人福祉制度)の利用料も

### 被爆者は全額返してもらえます

養護老人ホームとは、「老人福祉法20条の4」で決められている施設で、精神や身体、環境上、経済的理由で、自宅で養護を受けることができない65歳以上の人が入所できる施設です。養護老人ホームの利用料は、被爆者援護法38・39条の施策で被爆者は利用料が全額助成されます。実際には一度利用料を払ってから、払い戻しの申請をすることになります。

## ■18 葬祭料／201,000円

### 被爆者が病気などで亡くなった場合、葬儀をした人に支給

葬祭料は、被爆者健康手帳の交付を受けていた人が亡くなったとき、葬儀をした人が申請できます。葬儀をした人が知人や友人などでも申請できます。

死因が、事故・天災などの場合は受けられません。

被爆が原因のひとつになって被爆者が自殺したと考えられる場合は、葬祭料を申請できます。この場合は、被爆のことで悩んでいたことを文章に書いて申請することが必要です。

## ■19 健康管理手当を受けている人と認定被爆者は、

### 都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)

### の無料パスを

医療特別手当を受けている人＝「認定被爆者」(■8で説明)か健康管理手当を受けている人(■10で説明)は、都営交通(都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー)無料パスが受けられます。

## ■20 海外に住む被爆者の手続き

### 海外にいても、手帳、医療費、手当などの申請ができます

被爆者健康手帳を受けられる条件にある人が海外に住んでいる場合、住んでいる国や地域の日本政府の大使館や領事館(台湾の場合は財団法人交流協会)が、申請の受付をしています。

被爆者健康手帳が交付されると医療費の助成(限度額は年間で外来14万円程度、4日以上入院した場合は15万円程度)が受けられます。

原爆症認定(■7で説明)、健康管理手当などの諸手当(■8～12で説明)の申請も、海外にいる被爆者は、その地域の日本政府の大使館や領事館などに連絡すれば、申請できます。葬祭料(■18で説明)の申請も同様です。

これらの申請は、被爆者自身が大使館などに出向いて申請することが原則にされていま

すが、事情によっては代理人が申請できます。

大使館などが受け付けた書類は、広島・長崎の県か市に送られて審査され、申請が認められると大使館などを經由して、通知されます。

## ■21 第1種特例受診者＝黒い雨地域にいて被爆した人

### 健康診断とガン検診が無料で受けられます

原爆投下後、広島・長崎市内と周辺に大量の放射性物質を含んだ黒い雨が降りました。被爆当時、黒い雨が降った地域に住んでいた人は、「みなし被爆者」＝「第1種特例受診者」とよばれ、「健康診断受診者証」が交付されます。

第1種特例受診者は、被爆者と同じ健康診断とガン検診、精密検査（■2と■3で説明）を受けられますが、医療費や介護保険の自己負担の助成、手当の受給はできません。

東京都内に住む「第1種特例受診者」は、東京都が追加している健診項目の追加、奨励金の支給も、被爆者と同様に利用できます。

第1種特例受診者(黒い雨地域)に指定されている地名が知りたい方は、東友会にご連絡ください。

## ■22 第1種特例受診者＝被爆者健康手帳に切り替えを。

### 健康管理手当に該当する病気にかかっていることが条件

第1種健康診断受診者証を持つ「第1種特例受診者」が、健康管理手当を受けられる病気（■10で説明）にかかった場合は、被爆者健康手帳に切り替えることができます。

被爆者健康手帳に切り替えれば、健康管理手当の受給や医療費、介護保険の自己負担の助成など、生涯、被爆者健康手帳を持つ人と同じ施策が受けられます。

「第1種健康診断受診者証」から被爆者健康手帳への切り替えに必要な証明は、医師の診断書だけで、証人を頼んだりする必要はありません。健康管理手当の申請を一緒に出すことができます。健康管理手当の申請をいっしょに出すと、申請を出した翌月から、手当が振り込まれます。

## ■23 東京に住む第2種特例受診者(長崎被爆体験者)

### ＝受けられるのは年1回の健康診断だけ

### ガン検診、医療費などの助成や手当はありません

長崎への原爆投下当時、爆心地から半径12km以内にいた人で、被爆者健康手帳（■1で説明）または第1種健康診断受診者証（■21で説明）の対象にならない人は、無料で被爆者とおなじ健康診断が受けられます。この「長崎被爆体験者(第2種特例受診者)」の制度

は、2002年4からはじまりました。当時、実母がこの地域にいて、原爆投下後から昭和21年6月3日までに生まれた人も対象になります。

「長崎被爆体験者」に認定されると、「第2種健康診断受診者証」が交付され、被爆者や第1種特例受診者と同じ健康診断が、年1回だけ受けられます。

「長崎被爆体験者」は、東京都が追加した健診項目と奨励金も、年1回だけは利用できますが、ガン検診や精密検査の制度はありません。

第2種特例受診者(長崎被爆体験者)に指定されている地名が知りたい方は、東友会にご連絡ください。

長崎県内に住んでいる「長崎被爆体験者(第2種特例受診者)」は、「要医療性あり」と認められた精神疾患(躁病、うつ病、PTSD、不眠症、アルコール依存症候群)がある場合は、医療費の助成を受けられます。医療費の助成を受けるためには、精神疾患とともに身体化症状と心身症(冠動脈疾患、呼吸不全、慢性胃炎)もあることが必要とされ、これらの病気の医療費しか助成されなくなりました。更新期限も1年ごとに短縮されています。

## ■24 被爆二世(被爆者の実子)で東京都に住む人

### ＝「健康診断受診票」を申請すれば健康診断とガン検診が無料

胎内被爆者として被爆者健康手帳が受けられる人(■1で説明)の以後に生まれた被爆二世(被爆者の実子)で都内に住む人は、被爆者と同じ内容の無料の健康診断をうけられます。東京都は、被爆二世に被爆者と同じ内容のガン検診(■3で説明)を実施しています。

#### 被爆二世の施策が受けられる人

- 実父母のいずれかが広島で被爆した人

＝1946(昭和21)年6月1日以後に生まれた人

- 実父母のいずれかが長崎で被爆した人

＝1946(昭和21)年6月4日以降に生まれた人

被爆者である実父母の条件は、被爆者健康手帳を受けていることだけです。被爆者の実父母かすでに死去していても、生前に被爆者健康手帳を受けていれば申請できます。

「被爆二世」として認められると、東京都から「健康診断受診票」が発行され、国が都道府県に委託している被爆二世の健康診断を受けることができます。

東京都は、国の検査項目に、胸部X線・心電図・血清コレステロール検査を追加し、さらに被爆者と同じ内容のガン検診(■3で説明)も追加しています。

さらに、年2回の健康診断を、一般健診だけ2回受けるか、一般健診とガン検診（男性4種・女性6種の全部を受けて1回分）の両方を年1回ずつ受けるかを選ぶことができます。

被爆二世の健康診断とガン検診が受けられるのは、毎年、前期（5月～6月）、後期（11月～12月）とされています。この期間以外でも、指定病院が健康診断やガン検診を受けてくれば、健康診断やガン検診をうけられます。

### 被爆二世の健康診断の時期

毎年／第1期 5月～6月 第2期 11月～12月

この期間以外に受診したい場合は、東友会にご連絡ください。

被爆二世の希望健康診断（■2で説明）はありません。被爆二世は、精密検査も受けられますが、限度額が決められていますので注意してください。

### 被爆二世が精密検査を受ける場合の注意

限度額を超えないように、一般の診察として受ける（■4で説明）

東京都以外の国内にすむ被爆二世にも同様な健康診断の制度がありますが、住む道府県によって、制度の内容が違いますのでご注意ください。

## ■25 被爆二世で東京都に住む人は、

### 半年以上治療が必要と見込まれる成人病などの

### 医療費の自己負担分が無料に

東京都が発行している被爆二世の「健康診断受診票」を持つ人が、被爆者の健康管理手当の対象になっている病気にかかり（■10に説明）、治療に半年以上かかると見込まれる場合、「医療券」の申請ができます。「治療に半年以上かかると見込」という条件を、「治療をはじめて半年後」と取り違えている人が多いようです。ご注意ください。

被爆二世の医療券を受けられれば、申請した病気の健康保険の使える範囲の医療費の自己負担分が無料になります。ただし、入院時食事代は自己負担とされています。被爆二世の医療費の助成は、申請を出した月の分からしか助成されません。検査や手術が申請した月の前だったために、助成されなかったという事態もおきていますので、ご注意ください。

被爆二世の「医療券」は、都内で健康保険が使える病院や医院、薬局なら、どこでも使えます。同様の制度があるのは、現在、神奈川県と大阪府吹田市、摂津市です。